

令和5・6年度「物品購入等」の 指名競争入札参加資格審査申請受付

市が発注する物品購入などの入札に参加を希望する方は、次のとおり申請書を提出してください。
今回から、感染症予防や事業者の利便性向上のため、電子申請に変更します。
インターネット上での申請が難しい場合は、持参や郵送でも構いません。

受付期間

令和5年1月15日(日)～2月28日(火)

提出方法

〈電子申請〉期間内いつでも申請可能
〈持 参〉受付期間内の午前9時～正午、午後1時～5時まで
(土・日・祝日は除く)
〈郵 送〉受付期間内に必着

提出書類

法人または個人事業者によって提出書類は異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※申請書は、徳島県共通様式に変更となりました。

※申請書は、徳島県共通様式に変更となりました。

問い合わせ 提出先	管財システム課 ☎ 22-2234 FAX 22-2244
--------------	----------------------------------

徳島東部都市計画に関する 変更案の縦覧

徳島県は、徳島東部都市計画に関する変更案を作成しました。

「徳島東部都市計画区域マスタープランの変更【県決定】」、「区域区分の変更【県決定】」の案について、縦覧を行います。

※なお、今回の区域区分の変更について、本市の変更はありません。

○案の縦覧 12月16日(金)まで

徳島県都市計画課または都市計画住宅課(東館2階)で、業務時間内に縦覧可能です。

○意見書の提出

関係市町の住民および利害関係人の方は、縦覧期間中に、案について意見書を提出することができます。

●提出先

徳島県都市計画課

(〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地)

※詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ	徳島県都市計画課 ☎ 088-621-2566 FAX 088-621-2869 都市計画住宅課 ☎ 22-2225 FAX 22-2246
-------	--

年末年始業務

市役所および各支所(川島・山川・美郷)は、12月29日(木)から令和5年1月3日(火)まで閉庁します。

戸籍関係業務

閉庁期間中でも市役所で戸籍届出(死亡・出生・婚姻など)の受領(山川支所では死亡届のみ)を行います。また12月29日(木)から令和5年1月3日(火)までは、各種証明書のコンビニ交付サービスは利用できません。

問い合わせ	市民課 ☎ 22-2210 FAX 22-2245
-------	------------------------------

「ごみ収集」と「資源化ごみモデル集積所の点検・補修」

●ごみ収集

【鴨島A地区】

12月29日(木)は、もやせるごみの収集日です。12月30日(金)から令和5年1月3日(火)までごみ収集はありません。

【鴨島B地区・川島地区・山川地区・美郷地区】

12月30日(金)は、もやせるごみの収集日です。12月31日(土)から令和5年1月3日(火)までごみ収集はありません。

詳しくは吉野川市ごみ収集カレンダーを確認してください。

●資源化ごみモデル集積所

12月28日(水)から令和5年1月4日(火)まで市内各資源化ごみモデル集積所は点検・補修のため使用を停止します。

問い合わせ	運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112
-------	-----------------------------------

令和5・6年度建設工事および令和5年度測量・建設コンサルタント等業務(追加受付)競争入札参加資格審査申請

市が発注する建設工事および測量・建設コンサルタント等業務(追加受付)の入札に参加を希望する方は、申請の手続きをしてください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※徳島県との共同受付を実施しています。申請の際は、徳島県電子入札ホームページも確認してください。

問い合わせ	監理課 ☎ 22-2252 FAX 22-2239
-------	------------------------------

食用廃油の廃棄方法

市役所および各支所(川島・山川・美郷)の敷地内に食用廃油を廃棄するためのドラム缶を設置しています。

使用済みの飲料用ペットボトルをよく洗い、その中に食用廃油を入れ、きちんとキャップを閉めて、ドラム缶の中に入れてください。ペットボトルに入った物しか回収しません。

ガラスびんなどの異物の容器に入った物は回収しません。

また、食用廃油を直接ドラム缶に流し込むのは絶対にやめてください。

問い合わせ	運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112
-------	-----------------------------------

知っていますか? 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障がいや理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会の実現を目指した法律です。国の行政機関・地方公共団体や民間事業者が、障がいのある人に対して、「不当な差別的取り扱い」をしないことや、「合理的配慮」を提供することを規定しています。

<p>不当な差別的取り扱い</p> <p>障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否・制限したり、条件をつけたりすること。</p>	<p>合理的配慮</p> <p>障がいのある人から、何らかの配慮を求めるときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。</p> <p>例) 視覚障がい者に書類を渡すとき、内容を読み上げる。知的障がい者にゆっくり丁寧に話す、など。</p>
---	--

※事業者による「合理的配慮」の提供は、令和3年5月の法改正により、努力義務から義務へ改められました。

問い合わせ 相談窓口	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260 人権課 人権啓発係 ☎ 22-2229 FAX 22-2260
---------------	---

おしえて!! 歯医者さん

第78回治療代が以前より高くなっている

質問 先日、奥歯に金属の被せ物を2本しました。会計の支払いが、以前よりかなり高く驚きました。3年ほど前に反対側の歯に同様の被せ物をしたのですが、金額が全然違います。どうなっているのでしょうか?

回答 同様の質問を、私も受けたことがあり、疑問を持たれるのもよく分かります。歯科の診療に限らず、医師もその他の業種も同じですが、保険診療をする場合は厚生労働省が定めた点数により決まっています。基本的に2年に一度改定されますが、報酬の内訳は技術料と材料代で決めます。歯科の場合は金属を使用する処置が多く、金属の価格の変動が点数に大きく関わってきます。歯科用金属には、金やパラジウム、銀などが主に使用されています。実は、歯科用金属は、この数年高騰を続けており、その上昇の割合も非常に急激で、現在は10年前の約4倍。2019年から2020

●お口の質問について(窓口)●

市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで
☎22-2203 FAX22-2244

